



法人 ながおか

題 字：山 本 享 靖 氏
(第66代長岡税務署長)

2026 新年号

vol.160



公益社団法人 長岡法人会

お仲間企業の会員加入のお願い

会員のお仲間で法人会未加入のご企業につきまして1社につき
新規会員1社の加入をお願いいたします。



会費、申込書は長岡法人会
ホームページに掲載



年頭ご挨拶

会長 大井 尚敏

新年あけましておめでとうございます。

皆様方には良き新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。会員の皆様には、常日頃から法人会活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、昨年の「年頭ご挨拶」では、トランプ大統領が再選され、当時の石破総理大臣にはディール (deal:取引) できるのか？と書きましたが、参院選挙でも大敗し、なかなかやめずに結果は辞任！

今回は高市早苗総理大臣の誕生で経済回復の兆しが出てきている様に思われます。日経平均株価が史上初めて5万円の台に

のり、実体経済も上向くことを願っております。(来年の「年頭ご挨拶」には良い話を書けるといいな！)

大きな変動を迎える新年にあたり、長岡法人会としては税のオピニオンリーダーとしての責務を堅持し、変化に臨機応変に対応していきたいと思います。

末筆となりましたが、本年も法人会活動に一層のご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、会員企業の皆様と関係団体の皆様のご隆盛を心から祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

第46回理事会

11月25日(火)長岡グランドホテルにて第46回理事会(中間決算等)を来賓4名、役員36名の参加のもと開催し、上半期事業報告と中間決算の承認に加え第47回予算理事会の開催日を令和

8年3月26日(木)とすることの承認を得ました。

また、税制改正提言の内容及び活動状況の説明、執行役員の活動状況について報告いたしました。



開会挨拶：大井会長



来賓ご挨拶：岩崎長岡税務署副署長

税と文化講演会



開会挨拶：大井会長



閉会挨拶：関東信越税理士会
長岡支部：笠輪支部長

11月25日（火）長岡グランドホテルにて長岡法人会第46回理事会の後、長岡税務署、関東信越税理士会長岡支部、長岡間税会共催のもと「税と文化講演会」を開催いたしました。参加者120余名を前に、第一部は長岡税務署長 熊倉登志夫氏、第二部はジャーナリスト 井上和彦氏から講演をいただきました。

第一部

長岡税務署長 熊倉 登志夫 氏 演題 「税について考える」



熊倉署長は、栃木県栃木市のご出身で7月の異動で関東信越国税局調査査察部国際調査課・課長から着任。初めての新潟県勤務を趣味の旅行・マラソンを通じて満喫したいとのことで、その人柄に親近感を覚えました。

講演の冒頭では「税を考える週間」の取組みで、「中高生の税に関する作文」の優秀作品の表彰やご当地キャラクター・トチオンガーによる小学生向け租税教室開催等の取組を紹介。次いで国の財政の現状について、一般会計予算額が115兆円と膨大であり、その内訳の説明に加え総額は、東京スカイツリーの建設費650億円の1,769基分あることや1万円札を積上げた場合1,150km（富士山の304倍）とのことで、数字だけでは想像もできない規模

をわかりやすいイメージで示されました。

また「税とは？」の問いには、先人の言葉を引用し米国のオリバー・ウェンデル・ホームズ判事が示した「租税は文明社会の対価である」や福沢諭吉が示した「政府と人民の約束」（国は法令で悪人を取り締まり善人を保護、国民は納税でその費用を負担）でなぜ納税が必要かについて解説されました。

今後の税務署の取組としては、DXの推進により一層の業務推進に努めるとともに納税者向けの利便性向上を図り、会社や自宅で申告、納付手続きができる機能を充実させ、その周知にも注力していくとお話がありました。

第二部

井上和彦氏 講演会 令和7年11月25日㊤
演題 「日本を取り巻く安全保障環境の真実」

講師 井上和彦氏 (ジャーナリスト) 参加者 120名

【井上和彦氏 プロフィール】

1963年滋賀県出身、法政大学を卒業。防衛・航空宇宙専門商社に入社後は世界各国を飛び回り、培った知見と専門知識を活かして軍事ジャーナリストへ。軍事・安全保障・外交・近現代史を専門として書籍・新聞・雑誌の執筆の他、各種テレビ・ニュース番組のコメンテーターを務める。『軍事漫談家』の異名を持つ。産経新聞「正論」欄執筆メンバー。フジサンケイグループ第17回「正論新風賞」受賞（2016）第6回アパ日本再興大賞受賞（2023）

【メディア出演】

「そこまで言って委員会NP」（読売テレビ）「ビートたけしのTVタックル」（テレビ朝日）「めざまし8」（フジテレビ）など多数。

【著書】

「歪められた真実 昭和の大戦（大東亜戦争）」（ワック）「親日を巡る旅」「撃墜王は生きている」（小学館）「自衛隊さんありがとう—知られざる災害派遣活動の真実」「こんなに強い自衛隊」（双葉社）「トランプ新時代の台湾有事 日本は中国に勝てるか」（ビジネス社） 他多数。



講演録

安全保障の話をする必ず「右翼」と言われる。私は「右翼」でも「左翼」でも無く「仲良く」と、会場を爆笑させる手法はテレビで御馴染みの光景からのスタートでした（笑）。小難しい安全保障の話をつかり易く解説する軍事漫談家として、あっという間の90分でした。

①チョコレート陳列

米国の大統領選挙の最中、ある空港での光景として一枚の写真が紹介される。民主党の大統領候補であるカマラ・ハリスのチョコレートが大量に陳列されている写真に対して「ハリス候補、大人気！」と地上波メディアは伝える。しかし、大人気なのは「Sold-Out」との張り紙が貼られた隣の棚。そこにはトランプ・チョコが陳列されていたが全て売り切れていた。つまり、ハリス・チョコは売れ残っていただけ。同じ一枚の写真から、このメディアは事実と180度違う伝え方をし、多くの視聴者は、そうなんだ！と受け取ってしまう。

②強襲揚陸艦とは

東日本大震災や能登半島地震において佐世保に常駐する米国海軍の強襲揚陸艦が沖合に展開した。地上波メディアは強襲揚陸艦という「物々しい恐ろしい」な軍艦が展開した！と報じた。この名前の響きとは裏腹に、この船の実態は如何なるものか？この船には6つの手術室・600床のベットを完備し、全ての型の血液が冷凍保管されている。こんな船は日本にはない。最大の医療施設を持つ艦艇ですら、そのベット数は35床でしかない。日本で大規模災害が発生すると、この強襲揚陸艦が必ずその沖合に展開し手術の対応をしてくれる。因みに、米国海兵隊は強襲揚陸艦を10隻保有しているが、その内の1隻が日本に常駐しており、日本以外の同盟国には常駐していない。

③米国は日本を守らない？

日米同盟と言ったって、米国は所詮、日本を米国は

守らない！と、したり顔で主張する評論家に、では、そう考える理由を説明して下さい？と質問しても、明確な根拠を聞いた事はない。そもそも、米国にとって本当に日本は守るべき存在では無いのか？因みに、米国海軍が保有する原子力空母10隻の内、英国を筆頭に全世界の同盟国に原子力空母が常駐しているのは日本のみ。少なくとも、同盟国の中で、日本は米国にとって最も守りたい、守るべき同盟友好国の筆頭であるとした、思えない。

④大本営発表で嘘を言った？

オールドメディアは、嘘まみれ大本営発表を例にあげ、国家は嘘をつく。と言う。しかし、歴史を振り返れば、そもそも戦争において政府が正しい発表する事はありません。敵国を混乱させる為の常套手段。安全保障における最終手段に、もしも、踏み入ったら、全てを正直に話して良い訳では無いのは明らかである。

⑤米国海兵隊の日本での救援活動から分かる事

海外の災害時の救援活動において海兵隊は必ず拳銃を装備する。暴動がいつ起きるかも知れないので。しかし、日本では拳銃を装備しない。なぜなら、暴動が起きない事を知っているから。ヘリコプターで救援物資を搬送する時、海外では空中から物資を落とす。しかし、日本では着陸して物資を配る。なぜなら、暴動が起きないから。これらは日本が如何に米国海兵隊から信頼されているか？の表れである。しかし、その違いを伝える地上波メディアは存在しない。

⑥在日米軍の位置づけ

米国の本土防衛において、東海岸が接する大西洋の対岸はヨーロッパの同盟国で守られている。しかし、米国が本土防衛において、東海岸はヨーロッパの同盟国を乗り越えないと大西洋に出れない。しかし、西海岸の防衛においては、グアム・ハワイしか拠点が無い。よって、日本列島が如何に米国にとって重要か？が分かる。軍事拠点としての重要性を認識しているからこそ、インド太平洋軍を指揮するハワイ司令部は全世界

に11ある軍の中で最上位に属している。加えて、直近における米軍の再編においてインド太平洋軍の大將は44名から20名削減されるも、在日米軍の指揮官は中將から大將へ格上げされた。如何に日本を重要視しているか。

⑦日本の迷走はここに尽きる！

野党は国益を考えなくて良いのか？岡田氏は外務大臣経験者。右も左も関係ない。あるのは国益のみ。スパイ防止法に反対する人はスパイだから？憲法改正の議論をしましょう！と言っているのであり、戦争する気なのか？軍歌の足音が聞こえる！キナ臭い！怪しい物が見える！何故、地上波メディアはそう伝えるのか？GDP11位のロシアと54位のウクライナが戦って、これだけ世界経済に影響を与えた。もし2位の中国と21位の台湾が戦争になれば世界への影響はどれ程になるか？つまり日本への影響はロシアウクライナ戦争の比ではない。であれば、台湾有事は日本の有事であるのは当たり前である。自分たちの都合の良い事だけを切り取って主張するメディアと野党。

⑧夫婦も外交も同じ

夫のチャーム・オフエンスで妻の機嫌は良くなる

(笑)。微笑み攻勢。プス～っとした不機嫌な顔では信頼は構築できない。18～39才は87%が高市首相を支持する現実。などなど、上記以外にも、お伝えしたい見方や情報満載の90分でしたが、紙面の関係もあり、ここまでと。もしも、私を見つけたら、講演録に書ききれなかった話を聞かせてくれ！と声を掛けて下さい！高市首相ばりの笑顔とハグで対応しますよ！(キモイ)

鷺尾 達雄



令和8年度税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要 将来世代にツケを回さない仕組みづくりを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

税制提言活動

長岡法人会 税制・税務委員会では、令和7年11月11日（火）、並木純子担当副会長、小島孝之委員長、野本圭一副委員長が長岡市役所を訪問し長岡市長、長岡市議会議長宛に「令和8年度税制改正に関する提言書」を手交のうえ自治体に沿った提言・要望を行い意見交換を行いました。

また地元選出の米山隆一衆議院議員に対しては、国会会期中でスケジュールの調整が困難なため、地元秘書を通じて本件の趣旨を説明のうえ提言書一式を郵送いたしました。

※提言書 全国の法人会から提出された税制改正要望を全国法人会連合が全国大会で取り纏めたもの



長岡市財務部参事 藤田正課長



長岡市議会 池田和幸議長

令和8年度税制改正に関する提言（概要）

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、賃金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を発揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化、適用所得金額の引上げ
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化
- (3) 償却資産に対する課税の見直し
- (4) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税への対応

政府は軽減税率とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある。問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

- (1) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（80%控除可能）の延長
- (2) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）の延長 等

III. 地方のあり方

地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えべきである。

（提言本編と解説は法人会ホームページの「法人会の税制提言」をご参照ください。）



長岡税務署長表彰、法人会長賞表彰

11月13日（木）長岡税務署内にて令和7年度納税表彰式が挙行されました。

長岡税務署長納税表彰では、法人会の功績として永見峰登士 副会長、戸川則夫 常任理事のお二人が受賞されました。

また、中学生の「税についての作文」では、長岡市立岡南中学校三年生の須田梨愛さんが長岡法人会長賞を受賞されました。

税を考える週間

長岡税務署長納税表彰（法人会の功績）

公益社団法人長岡法人会

副会長 永見 峰登士 殿

常任理事 戸川 則夫 殿

中学生の「税についての作文」

公益社団法人長岡法人会長賞

長岡市立岡南中学校

三年 須田 梨愛 さん



公益社団法人長岡法人会長賞

みんなで支える社会と税

長岡市立岡南中学校

三年 須田 梨愛

私たちの生活の中には、税が関わっていることがたくさんあります。けれど、普段はあまり意識することがありません。ニュースで「税金」という言葉を聞くと、大人が払うものだと思ってしまいがちです。私は中学生なので、まだ税を納める立場ではありませんが、授業で学んだことや調べたことから、税は私たちの暮らしを守る大切な仕組みだと感じました。

まず、税は学校に深く関わっています。校舎の建設や修理、教科書や机など、学ぶために必要なものには税金が使われています。私たちが安心して勉強できるのは、多くの人が納めた税のおかげです。毎日使っているものの背景に税があると考え、当たり前だと思っていた環境がありがたいものだと感じます。また、税は医療や福祉にも使われています。病気やけがをした人が安心して病院にかかれるのは税で支えられている制度があるからです。高齢の人や小さな子どもたちが安心して暮らせるように、社会全体で助け合う仕組みになっているのです。私はこのことを知って、税は「自分のため」だけでなく、「みんなのため」にあるのだと感じました。

さらに、災害のときにも税は大切な役割を果たします。日本は地震や台風などの災害が多い国です。被害が出たときにすぐに支援や復旧が行われるのも、税金があるからです。税は「もしものときの安心」につながっているのだと思います。

このように、税は社会のさまざまなところで使われています。私たちが毎日安全に暮らせるのは、みんなで少しずつ負担を分け合っているからです。私は税を「社会全体で出し合う会費」のようなものだ

と考えるようになりました。

しかし一方で、税は限りあるお金です。だからこそ、無駄に使われてはいけません。ニュースなどで、税の使い道についての議論を見たことがあります。私は、税は一人ひとりが納める大切なお金だからこそ、しっかりと必要なところに使われるべきだと思います。中学生の私にできることは限られていますが、社会の仕組みに関心を持ち、正しい使い方がされているか考えることは大切だと思います。

これから私は大人になり、やがて税を納める立場になります。そのときは「自分のお金が社会の役に立っている」と考えながら納めたいと思います。そして、未来の子どもたちや地域の人々が安心して暮らせる社会をつくる一員になりたいです。

税は、ただお金を集めるものではなく、みんなで支え合い、未来を守るための大切な仕組みです。目に見えにくい存在ですが、自分の未来にもつながっていて、確かに私たちの生活を支えていることが分かりました。私はこれからも税の役割について学び、社会の一員として責任を果たしていきたいです。



事業活動

地域貢献活動（ぬかやまの森育樹・植樹会）

9月27日（土）NPO法人関原里山、ぬかやま会と新潟県山野草をたずねる会が共催する育樹・植樹会（長岡市糠山：県立歴史博物館向かい）に参加いたしました。

当日は、ぬかやま会、山野草をたずねる会に加え長岡信金の理事長以下の行員と法人会を含む総勢53名が参加し、樹木周辺の下草刈りの後、育樹としてもみ殻の堆肥を散布しました。作業後はぬかやま一帯を自然観察し、ゴール地点のあずまやで豚汁とおにぎりを頂戴し、爽やかな秋晴れのなか心地よい汗を流しました。



第38回「法人会全国青年の集い」

11月20日（木）～21日（金）に山梨県での開催でした。

部会長サミットで私のグループは北は秋田県、南は沖縄県の部会長と一緒に健康経営に関する意見交換が行われました。

実施していく際に部会長が旗振り役をしなければ、という意識はあるが何からすべきか分からないと意見が多く上がり、健康経営大賞で発表があったような画期的な活動や、手厚い補助は目標とすべきではあるが、まずは部会長自身の健康が大事なのでは？という意見にまとまりました。

そこから各々の健康状態について話した数分は、まるで病院の待合室のようで、改めて運動習慣や食事に関して考える機会になりました。

『病は気から』という言葉があるので、まずは気持ちが病まないよう元気に青年部の活動をしていきたいと思います。

青年部会長 吉原 智哉



第41回 県連青年部会連絡協議会合同セミナー

10月9日（木）五泉市のガーデンホテルマリエールにて第41回県連青年部会連絡協議会合同セミナーが開催されました。主催者である県連青年部会遠藤会長と開催地青年部会石川部長の挨拶に続き、大湊新津税務署長、中原新潟市長他開催地の首長の皆様から来賓祝辞をいただき、続く記念講演会では足寿命アドバイザーである林妙さんから「従業員の高齢化と労災防止に役立つ健康経営～足から企業のあしたを変える！ 転ばない足づくり～」の演題で講演いただきました。

懇親会では、地元名産の里いも「帛乙女」やレンコン「五泉美人」を使った料理に加え地元産の日本酒もテーブルに花を添え大いににぎわいました。

また、アトラクションとして日本刀の演舞に加えGOSENいずみによる新潟総踊りにも参加した舞踊等迫力満点の演出でした。

中締めは次回開催地である新潟法人会青年部の野崎副部長の万歳三唱で終了となりました。



第20回 県連女性部会連絡協議会合同セミナー

10月24日（金） 7名で県連女性部会連絡協議会合同セミナーin三条に参加いたしました。

記念講演では、スパイス料理研究家 一条もんこ氏のカレーのお話と今に至るまでの華麗な人生のお話を伺いました。

交流会では、三線愛好家 きよ里氏のヘルシートークを聞きながら、美味しいお料理を堪能いたしました。

楽しい時間は、あっという間に過ぎてしまいました。



女性部会研修旅行（北海道）

9月18日から20日迄「法人会全国女性フォーラム北海道大会」に出席の女性部会長と副会長、会員5名で札幌・函館への2泊3日の視察研修旅行に行ってきました。

札幌では、気ままに街歩き。じっくり時計台の仕組みや歴史を勉強したり、少人数ならではの体験をし、函館では女性部会長と副会長も合流し、海の見える高台で、海の幸を堪能しながら親睦を深め、歴史ある北海道庁旧本庁舎や、いくつかの教会、異国情緒たどる坂の町を散策。

北海道ならではの魅力を凝縮した、有意義な視察研修旅行になりました。

青木・星野



全国女性フォーラム北海道大会

自然と女性の活力で笑顔いっぱい北海道 明日をつなごう！未来をつなごう！

2025年9月18日法人会女性部会では、上記のキャッチフレーズの下全国女性フォーラムが開催されました。

会場の札幌パークホテルには全国より1600人余名が一同に会しました。

第1回がこの地で開催され、19年の時を経て再び北海道での開催との事で、大変意味深い会となりました。

第1部

記念講演では、北海道における人作り、物づくり、地域作りと題してクリエイティブオフィスキュー代表伊藤亜由美氏より講話をいただきました。北海道の魅力と可能性を耕して時間をかけてでも本当に心の動く物だけを生み出す（演劇、映像、食、観光、クラブト）等々と大変興味深いお話でした。



第2部

記念式典は、札幌国税局長始め沢山のご来賓の皆様をお迎えして、厳かな中にとり行われ、終了後はアトラクションのよさこいソーランが賑やかに花を添えました。

全国女性フォーラム札幌大会に参加して、全国の会員の皆さんと懇親を深めることができ、テーマにあるように、笑顔いっぱい北海道のごとく好天に恵まれ、食と自然を満喫した有意義な旅となりました。

女性部会長 遊座富子

新春講演会・賀詞交歓会

日 程：令和8年2月10日（火）

時 間：〈午後3時半〉講演会 〈午後5時〉賀詞交歓会

会 場：ホテルニューオータニ長岡

講 師：三橋 貴明 氏（経世論研究所 所長）

※同封の申込書にてお申込みください



第47回理事会（令和8年度事業計画・予算審議）

日 程：令和8年3月26日（木）

時 間：午前12時～

会 場：長岡グランドホテル

決算法人説明会のご案内

該当のご企業宛にはご案内のはがきが送付されます。

1. 日 時：令和8年2月12日（木） 午後1時半～3時半
2. 会 場：ハイブ長岡 2階 大会議室
3. 内 容：申告にあたっての留意点と説明
4. 講 師：長岡税務署 法人課税部門担当官
5. 定 員：100名
6. 締 切：令和8年2月6日（金）

※会場と開始時刻が例年と異なりますのでご注意ください
※ハイブ長岡の駐車場は利用できます



開催した諸会議

厚生事業等推進委員会	10月20日	福利厚生制度推進協議会
税制・税務委員会	11月11日	税制改正提言
正副会長会議	11月25日	中間事業報告
第46回理事会	11月25日	中間決算
税と文化講演会	11月25日	熊倉税務署長 井上和彦氏
編集会議	12月3日	40周年記念誌
編集会議	12月12日	40周年記念誌 新春号発刊
女性部会	12月17日	絵はがきコンクール 審査会

出席した諸会議

全国青年の集い(山梨)	11月20日	全法連
事務局セミナー (オンライン)	11月26日	局連
青連協合同セミナー(新津)	10月9日	新潟県連
女連協合同セミナー(三条)	10月24日	新潟県連
県連特別講演会	12月2日	新潟県連
事務局長会議	12月23日	新潟県連
国税局総務部長講演会	11月28日	新潟県税団協
正副会長会議	11月13日	長岡市税団協
納税表彰式	11月13日	長岡税務署

源泉所得税の納付はキャッシュレス納付で！

e-Taxソフト（WEB版）を利用すれば

「源泉所得税」の納付書の

作成

⇒

送信

⇒

納付

までをスマホ・PCから簡単な操作で行うことができます！



◆ 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

◆ 納税額が「0円」の場合もe-Taxで簡単に提出（送信）できます！

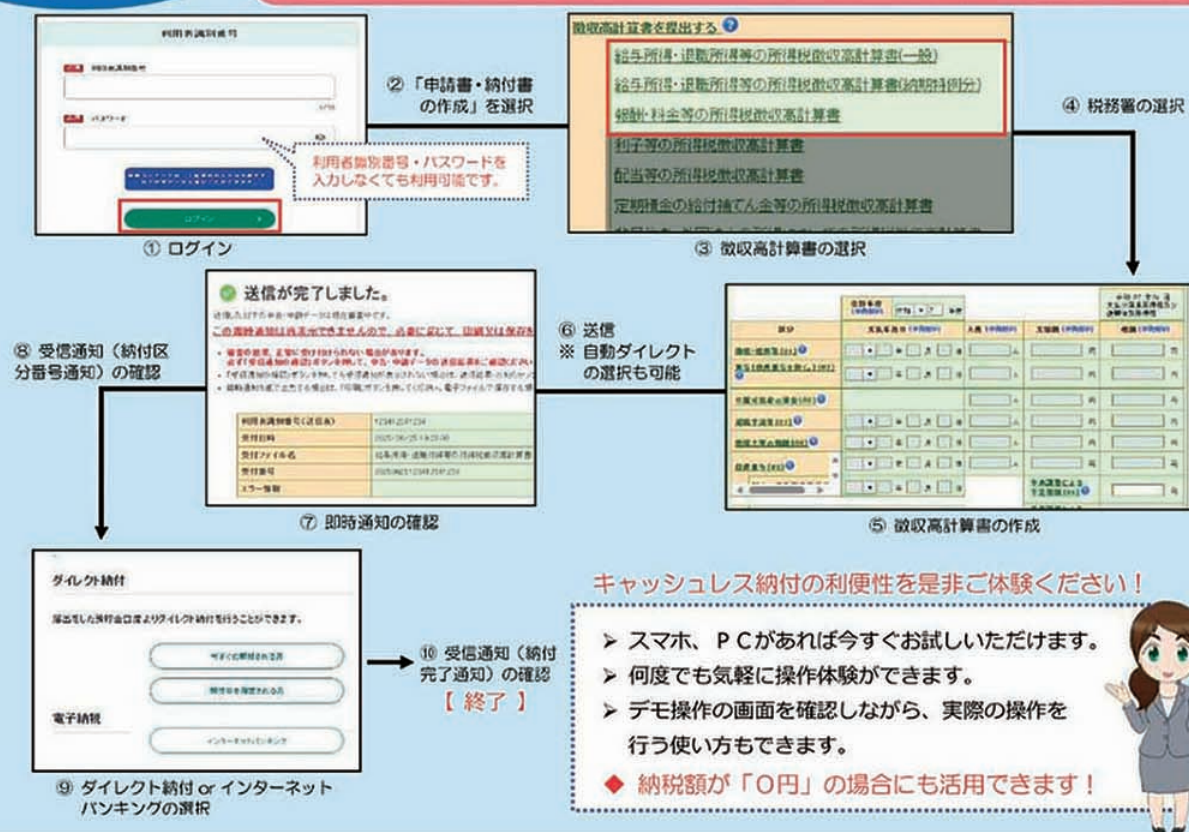
「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」ができました！！

国税庁ホームページで、e-Taxソフトと同様の画面操作を用いて、以下の流れを体験できるツールです。

- ① 所得税徴収高計算書（給与所得、退職所得、報酬・料金等）の作成・送信
- ② キャッシュレス納付（ダイレクト納付やインターネットバンキングなど）

一連の流れ

徴収高計算書の作成・送信とキャッシュレス納付を体験してみませんか？



詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」はこちら
<https://www.e-tax.nta.go.jp/taiken/gensencashless.htm>



関東信越国税局・税務署

（令和7年7月）

さあ、保険の新たな元へ。
T&D 保険グループ



謹賀新年

大同生命は、

「経営者保険のパイオニア」として、

これからも、みなさまに大きな安心を

お届けしてまいります。

本年もよろしくお願い申し上げます。



大同生命保険株式会社

新潟支社 長岡営業所/新潟県長岡市今朝白1-8-18(長岡センタービル2F)
TEL 0258-32-1951

編集後記

鷲尾 達雄

私のお気に入り番組の一つであるNHKの「未解決事件」は、タイミング良く安全保障がテーマの企画でした。逃亡する赤軍派のテロリストを追いかける日本警察の奮闘ぶりに引き込まれました。彼らの追跡の為に外国の諜報機関との連携や情報提供をお願いしても、カウンターパートにすら接触できない現実に打ちひしがれた！との回想を聞き、祈ってれば戦争は起きない！という日本の左派系メディアと野党のお花畑な安全保障への認識に繋がる事例として目を覆うばかりでした。私事ですが、先日、とても憤慨する場面に出くわしました。市役所が主催する某会議の審議委員として出席したのですが、冒頭、その会議を取り仕切る委員長（典型的な御用学者）から以下のコメントが、「高市首相の働くことを強要しかねない発言は許せない！」と。それに呼応して人権派弁護士委員より賛同する発言がありました。私は居ても立ってもいられない状態となり「高市首相の発言は、組織のトップとして、隗より始めよ！瀕死の状態である自民党を立て直す為に、粉骨砕身、頑張ります！と決意を表明しただけですよ？どう聞けば、国民に働け！と強要している意味合いに聞こえますか？」と断言してしまいました。その会場が静まり返ったのは言う間でもありません（笑）。講演にて井上さんが紹介されていたが若者の8割が高市首相を支持する理由は、まさに、彼女の覚悟に惚れたからではないでしょうか？「鉄の女」の異名を持ったマーガレット・サッチャーは回顧録にて以下後述しています。「信念を国民にぶつける。それでダメなら潔く退く。信念を明確にしなければ国民は付いてこない」と。ある意味、当時の英国国民はサッチャーの政策ではなく、彼女の心意気に感動し支持した！のではないのでしょうか？つまり、その政策が正しい？正しくない？そんなの正直分からない。でも、サッチャーが言うなら信頼してみよう！だったかと。どこかの県知事もそうであって欲しいです（笑）。国を蘇えらせるにはリーダーが捨て身の気概で自らの信念を説くことだ！と高市首相はお考えになっている、と私は感じます。さて、年頭にあたり私の信念とは？それは、毎年、何かを辞めるです。何かを始める為に。2026年は何を辞めるか？編集後記を辞めます！2009年第97号から書き連ね今回で第160号となりました。丸山さんという信念を持って経営しておられ、尊敬する経営者である彼に、引き継ぎます。これまで16年間に渡りましてご笑談いただき本当にありがとうございました。多くの方から「編集後記しか読まないよ！」とか「毎号、楽しみにしているよ！」とお声を掛けて下さるのいいことに、公益法人の会報誌として、どこまで私見を打ち込むか？（笑）と私自身が楽しんで書いて参りました。今年60才の還暦を迎える年でもあり、惜しまれながら（自分で言うな）筆を置きたいと思います。Someday Somewhere

消費税期限内納付

消費税の期限内
納付を忘れずに！

推進運動
実施中！



消費税には
申告・納付期限
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
簡易納税も
利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金に付する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^{※1}。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^{※2}に応じて中間申告・納付が必要となります。

基準期間の課税売上高	申告・納付期限
4,000万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,000万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^{※3}

※1 法人は課税期間終了日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は課税期間終了日の翌日から2ヶ月以内に消費税の申告・納付をしなければならない。基準期間の課税売上高が1,000万円以下である事業者は、簡易課税制度を選択し、消費税の確定申告を省略できる。
※2 地方自治体による年次納税制度がある場合は、地方自治体の規定に従う。
※3 地方自治体による年次納税制度がある場合は、地方自治体の規定に従う。

法人 ながおか vol.160

公益社団法人 長岡法人会
長岡市表町三丁目1番地8
リナシエビル3 8階
電話 0258-35-0328
FAX 0258-39-7630

発行 広報委員会
委員 長 丸山 真一
印刷所 吉原印刷株式会社